

## 届出の内容に変更があったときの届出

### 1 届出が必要な事業者

次の場合に、鳥取県知事への届出が必要です。

- ・法人の名称の変更
- ・法人の代表者の変更
- ・個人事業の代表者の変更
- ・建設業許可の種類や許可番号等の変更
- ・個人事業主の氏名の変更
- ・支店となる事業所の開設又は閉鎖
- ・事業所の所在地の変更
- ・電気工事士の氏名及び資格の変更
- ・電気工事の工種の変更

### 2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
電気工事業変更届出書	1	
変更内容を証明する書類	1	変更内容を証明する登記簿謄本や電気工事士免状（第一種電気工事士免状の受講記録欄を含む）、建設業許可証の写しなどを添付してください。

### 3 手数料

無料

### 4 提出期限

届出事項に変更があった後、速やかに提出してください。

### 5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の窓口に提出してください。FAXやメールでも受け付けます。

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

FAX 0857-26-8139

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

# 電気工事業に係る変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可（ ）第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。